

指定管理者若洲シーサイドパークグループ

若洲ヨット訓練所
艇陸置き利用規定

1. 年間利用対象

年間陸置きできる艇は、ヨットと救助艇に限定します。

また、大会等に参加する場合に限り、団体または個人で1日単位の利用ができます。

2. 利用できる団体

艇の陸置きができる団体は、学生・社会人ヨット部及びジュニア育成を目的としたクラブ等とし、その団体は機能的な救助艇を有していなければなりません。

3. 利用料金

別表のとおり

4. 年間利用の手続きについて

陸置きを希望する団体は、「若洲ヨット訓練所 ヨット及び救助艇陸置き施設利用申請書」に必要事項を記載のうえ若洲ヨット訓練所事務室宛に郵送してください。

団体から提出された申請内容等について書類審査の上、陸置きを承認します。

承認された場合の陸置き料は、利用が開始される前月20日までに請求された金額を別表「振込先」にお振り込みください。

5. 1日単位の利用手続きについて

大会等に参加するヨット及びそのヨットをサポートする目的で施設利用する救助艇の手続きは、搬入時に事務所で「若洲ヨット訓練所 ヨット及び救助艇陸置き施設利用申請書」に記入の上、所定の金額を納付してください。

その際、ペナントをお渡しするので視認可能なところに表示し、搬出時に返却してください。

大会主催者がまとめて納付する場合はこの限りではありません。

6. 施設利用承認後の手続き

① 利用承認後交付された標識（シール）を当該艇のトランサム決められた位置に貼ってください。万一剥れた場合は、再交付を受けてください。

標識のない艇は未承認艇とみなされます。

② 陸置きバースナンバー

当該艇は施設管理者の指定したバースに置き、その場所以外に置くことはできません。

③ 陸置き艇の一時搬出及び再搬入について

艇を一時的に搬出する場合及び同じ艇を再搬入する場合は、事務所で手続き後、係員の確認を受けてから行ってください。

7. 休館日

- ① 7月20日から8月31日までの期間を除く毎週火曜日(火曜日が祝祭日の場合は翌日)
- ② 12月29日から1月3日まで
- ③ 東京都が特に必要があると認めたとき

8. 利用時間 (窓口の開設時間)

- ① 4月下旬から9月下旬 8:00から18:00
*詳しい日にちはその年度当初に施設内の掲示板に告知します。
- ② 上記以外の期間 9:00から17:00

9. 施設利用の新規及び更新等の手続きについて

① 新規申込

利用手続きに従って申し込んでください。

利用期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの年度利用ですが、途中からの新規利用は申込月の月初から3月31日までとします。

利用料は、当該月から3月31日までの月割計算(別表)とします。

② 利用の更新

利用期間満了後も引き続き利用を希望する場合は、2月末日までに利用手続きを完了させてください。

前記の更新期間を過ぎた場合、施設の利用を承認しない場合もあります。

③ 艇の変更

艇の変更は、1か月前までに事務所に変更届を提出し許可を受けてください。

変更する艇の大きさはバースの規格(5.0m×2.2m)内に収まる艇とします。

④ 利用中止

利用期間中に施設利用を中止する場合は、中止する1ヶ月前までに所定の届出書を提出してください。

この場合、残りの期間の利用料金は返金しません。

10. 出艇・帰着申告

- ① 出艇する場合必ず所定の出艇申告書に必要事項を記載し出艇してください。
- ② 帰着後は、速やかに帰着申告(出艇申告書に帰着欄有り)を行ってください。

11. 陸置き艇の保全管理

台風等による被害を防ぐために艇体を固定するロープを確認点検し、自艇及び他のバースにある艇に影響がないように十分な措置を講じてください。

12. 施設内のルールとマナーについて

- ① 通路に艇を置いたり艀装することは他の利用者の迷惑となるので絶対お止めください。
- ② 艇体等の修理をする際には、修理機材、資材等を放置しないでください。
- ③ 工具等を借りる場合は貸出簿に記入し、返却時は必ず元の位置に戻してください。

- ③ 救助艇等の燃料管理には充分注意してください。
- ④ 荒天が予想される時は常に非難できる体制をとってください。
- ⑤ 施設に有害物、危険物を持ち込まないでください。
- ⑥ 海上での活動中は、海中にゴミ等を捨てないでください。
- ⑦ 施設内では、釣り、遊泳、キックボード、スケートボードは禁止されています。

1 3. 出艇禁止の表示と基準

事務所前テラスのポールにレッドフラグを掲げます。

- ① 東京气象台から以下の注意報・警報の発表があった場合
 - ア. 強風注意報、警報
 - イ. 波浪注意報、警報
 - ウ. 濃霧注意報、警報
 - エ. 暴風警報

但し、発令されても施設管理者が出艇に差し支えないと判断した場合はこの限りではありません。

- ② 注意報、警報が発令されていなくとも以下の目安で出艇を禁止する場合があります。
 - ア. 瞬間最大風速が13mを超えた場合
 - イ. 雷雲が明らかに近づいて来る場合
 - ウ. 波高が2mを超えた場合
 - エ. 視界不良が200m以内となった場合

1 4. 出艇注意の表示と基準

事務所前テラスのポールにイエローフラグを掲げます。

出艇禁止の基準に達していなくとも出艇禁止の基準に達する危険性が予想された時、施設管理者は、出艇注意とし以下の項目をその目安とします。

- ① 瞬間最大風速が上昇傾向にあり10mを超えた場合
- ② 天気図により低気圧、前線の通過、雷雲が近づいている等の危険が予知される場合

1 5. 救助艇

- ① 出艇する場合は、必ず救助艇をつけなければなりません。
- ② 各団体がヨットの海上練習を行う場合は、その艇数をカバーできる大きさとパワーを有する艇でなければなりません。
- ③ 所有する救助艇は常に整備を怠らず良好な状態で管理してください。
- ④ 基本的に上下架は各団体の責任において行ってください。
- ⑤ 法定点検は期限内に必ず更新してください。
- ⑥ 船検・安全備品の搭載点検を行い、運転は、海技免許保有者がしなければなりません。
- ⑦ 救命救急法・船外機点検修理等の講習会が開催される場合はできる限り出席ください。

16. 安全

- ① 離岸から着岸まで有効な浮力体を持ったライフジャケットを着用してください。
- ② 有効な通信手段(防水バッグに入れた携帯電話等)を所持し、出艇申告書に携帯電話等の番号を記載してください。
- ③ 事前に天気予報・天気図等をチェックし、気象状況を把握しておいてください。

17. 免責事項

若洲ヨット訓練所の管理者は、施設内の見回り、監視等の通常管理は行いますが、利用者の責任で自艇の適切な保安全管理をお願いします。

ヨット訓練所は、地震・津波・台風などの自然災害により、陸置きされている艇が損傷・流失した場合及び部外者による艇の損傷・盗難等の責務は負いません。

以上

－ 別 表 －

利用料金表

(単位：円)

区 分	種 別	1日単位利用	年 間 利 用
A 表	ヨット	1,000	40,000
	救助艇	1,500	60,000
	*ラック置き	2,000	90,000
	船具ロッカー	200	8,000
B 表	ヨット	500	20,000
	救助艇	750	30,000
	*ラック置き	1,000	45,000
	船具ロッカー	100	4,000

月割料金	種 別	A表	B表
	ヨット	3,400	1,700
	救助艇	5,200	2,600
	*ラック置き	7,600	3,800
	船具ロッカー	700	350

* A表適用は、一般利用団体

* B表適用は、東京都強化指定高等学校・管理者が認めたジュニア育成を目的としたクラブ及び団体

*ラック置きは、ヨット(艇長5m以下)を3段3艇以内とします。

振 込 先

みずほ銀行 東京中央支店 普通 口座番号1487337

20130915